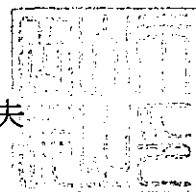


参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北区建部町小倉地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
○ 経営体数
法人1経営体
個人2経営体
集落営農(任意組織) 1組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。
6. 地域農業の将来のあり方
◇土地利用型作物(水稻、タマネギ)を中心に担い手への土地の利用集積、地域振興作物の団地化を推進する。
◇集落営農組織等の担い手への集積を推進し、不作付田の解消に努める。また、集積した水田で生産技術の向上に努める。
◇土地利用型作物、収益性の高い野菜、果樹、花卉等を地域振興作物をとして推進する。
◇水田を活用した飼料作物の生産など耕畜連携を推進する。また、堆肥の品質・供給量の安定化を図り有機栽培を推進する。
◇1次×2次×3次=6次産業化の取組を推進し、地域農業を支える農業経営体の育成に努める。(集落営農の法人化等)
◇農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していく。